

平成30年度静岡支部事業計画

平成30年度事業計画(静岡支部)

分野	具体的施策等
1. 基盤的保険者機能関係	<p>○現金給付の適正化の推進(KPIの設定なし)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTの議論を経て事業主への立入検査を積極的に行う。 特に、現金給付を受給するためだけの資格取得が疑われる申請について重点的に審査を行う。 ・傷病手当金と障害年金の併給調整について、会計検査院からの指摘も踏まえ、確実に実施する。 <p>○効果的なレセプト点検の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レセプト内容点検効果向上計画に基づき、システムを活用した効果的なレセプト点検を推進するとともに、新たな点検ノウハウの習得等を目的とした内容点検の外注化を進める。 <p style="color: red;">KPI: 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト査定率について、対前年度以上とする。(全支部一律)</p> <p>○柔道整復施術療養費等の照会業務の強化(全支部一律)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請について、加入者に対する文書照会を強化するとともに、いわゆる「部位ころがし」と呼ばれる、負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診に対する照会を強化し、多部位かつ頻回施術の申請割合について対前年度以下とする。 <p style="color: red;">KPI: 柔道整復施術療養費の申請に占める施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。(全支部一律)</p>

○返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会けんぽから保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底することで保険証回収率の向上を図る。資格喪失後1ヶ月以内の保険証回収率を93.7%とする。

KPI：日本年金機構回収分を含めた資格喪失後1ヶ月以内の保険証回収率を93.7%とする。

- ・発生した債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

KPI：返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る）の回収率を対前年度以上とする。（全支部一律）

医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする。（全支部一律）

○サービス水準の向上

- ・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努めるとともに、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。

KPI：サービススタンダードの達成状況を100%とする。（全支部一律）

- ・現金給付等の申請にかかる郵送化率を98.0%以上とする。 参考：H28年度 97.9%

○限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員に対してチラシやリーフレットによる広報を実施するとともに、地域の医療機関と連携し、医療機関の窓口に申請書を配置するなど利用促進を図り、高額療養費に占める限度額適用認定証の使用割合を

83.0%以上とする。 参考：H28年度 74%

	<p>○被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被扶養者資格の確認対象事業所からの回答率を高めるため、未提出事業所への勧奨による回答率の向上、未送達事業所の調査による送達の徹底を行い、被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 90.0%以上とする。参考：H28年度 87.25% <p>○オンライン資格確認の導入に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。 <p>KPI：現行のオンライン資格確認システムについて、USBを配布した医療機関における利用率を36.5%以上とする。参考H28年度末 31.6%</p>
2. 戦略的保険者機能関係	<p>○ビックデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供（KPIの設定なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康宣言事業において、事業所単位で健康・医療データの提供を行う。 <hr/> <p>○データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（KPIの設定なし）</p> <p>上位目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LDLコレステロール$\geq 140\text{mg/dl}$の者の年齢調整割合を男女とも全国平均並みにする （平成27年度 男性0.334%\Rightarrow0.313% 女性0.303%\Rightarrow0.296%） ・HbA1c$\geq 5.6\%$の者の年齢調整割合を男女とも全国平均並みにする。 （平成27年度 男性0.592%\Rightarrow0.508% 女性0.557%\Rightarrow0.461%） <hr/> <p>i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <p>○被保険者（40歳以上）（受診対象者数：402,431人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率 61.7%（実施見込者数：248,453人） 参考：H28年度 56.8% ・事業者健診データ 取得率 5.6%（取得見込者数：22,540人） H28年度 5.2% <p>○被扶養者（受診対象者数：107,372人）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率 25.9%（実施見込者数：27,809人） 参考：H28年度 21.9%

○健診の受診勧奨対策

受診率の向上に向け、加入事業所、健診機関、関係団体等との連携を強化した健康意識の啓発活動を通じて、健診の受診から保健指導を受けるまでの一貫した体制を構築し、加入者の利便性の向上を図り、受診者の増加を図る。

また、協会へ健診結果を提出していない事業所には健診の受診状況を確認するとともに、事業主へ従業員の健康づくりの重要性を説明し、健診受診や事業者健診データの提供を積極的に呼び掛け、健康意識の向上を図る。

そのほか、年々、加入事業所が増加していることを鑑み、新規適用事業所への健診受診案内を実施する。

【被扶養者】

<被扶養者の健診受診率向上に向けた施策>

市町村が行うがん検診との連携した「特定健診とがん検診の同時実施可能な集団健診」、協会主催の「オプション測定器付の集団健診」、「自己負担無料の集団健診」等、加入者の特性やニーズに応じられるような集団健診を積極的に展開し、受診者の増加を図る。

ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成 30 年度からの制度見直しへの対応

○被保険者（受診対象者数：51,489人）

・特定保健指導 実施率 15.0%（実施見込者数：7,723人） 参考：H28年度 9.7%

（内訳）協会保健師実施分 6.0%（実施見込者数：3,088人）

アウトソーシング分 9.0%（実施見込者数：4,635人）

○被扶養者（受診対象者数：1,947人）

・特定保健指導 実施率 9.1%（実施見込者数：177人） 参考：H28年度 2.8%

KPI：特定保健指導の実施率を14.8%以上とする。 参考：H28年度9.4%

○保健指導の受診勧奨対策

◆被保険者

- ・検診車等の集団健診時での特定保健指導初回面談分割実施ができる健診機関を増やす。
- ・案内文送付後、2週間以内に電話連絡による保健指導勧奨実施及び意思の確認を行う。

◆被扶養者

・検診車等の集団健診時での健康相談において、特保対象予定者に対しアプローチを行い、特定保健指導のスムーズな導入を行う。

iii) 重症化予防対策の推進

○未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数 2,601人

KPI : 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.1%以上とする。

○糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

・静岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラムに基づき、静岡市住民で当該年度の健診結果が、空腹時血糖126mg/dl以上、HbA1c6.5%以上の者で下記に該当する者

(1) 医療機関の未受診者

(2) ハイリスク者

① 尿たんぱく定性(1+)以上、または②腎機能低下者

(49歳以下) eGFR60(ml/分1.73m²)未満 (50~69歳) eGFR50(ml/分1.73m²)未満

(70歳以上) eGFR40(ml/分1.73m²)未満に対し、文書での受診勧奨を実施する。年間予定人数650人

なお、静岡県でも独自に糖尿病性腎症重症化予防プログラムを策定予定となっており、それが策定されれば、県全体にも文書勧奨実施予定である。年間予定人数2,000人

iv) 健康経営(コラボヘルスの推進) KPIの設定なし

○健康宣言事業所の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップを強化し、事業所ごとの健康度の改善度合いをデータとして提供する。また、日本健康会議のおこなう健康経営優良法人認定における取得事業所の伸長を図る。

○広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進

・広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、健康保険委員を対象とした理解度アンケートを実施し、広報活動に反映する。

・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、専用広報誌等を通じた情報提供を実施する。

KPI : 広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする。(全支部一律)

全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を49.0%以上とする。

参考 : H28年度末33.7%

○ジェネリック医薬品の使用促進

・県内薬局向けに、静岡支部の医薬品実績の情報提供を行い、使用頻度の高い後発品を数量実績と共に示すことで、使用割合の向上を図る。

K P I : 静岡支部のジェネリック使用割合を 76.3%以上とする。 参考 : H28 年度末 71.5%

○インセンティブ制度の本格導入（K P I の設定なし）

・新たに平成 30 年度から導入する制度であることから、まずは制度の周知広報を丁寧に行うとともに、初年度の実施結果を迅速に検証してその後の検討に繋げる。

○パイロット事業の展開（K P I の設定なし）

・中核病院を基軸として、主要疾病数種類における薬物治療状況の選択薬剤情報を地域ごとにまとめて提供し、薬物治療の効率化及び後発医薬品の使用割合促進を図る。

○医療データの分析に基づく地域医療提供体制への働きかけ

・主要疾病ごとの選択薬剤情報を活用しフォーミュラリ策定に向けた働きかけを行う。

・地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（S C R）を分析するためのツールを活用し、地域差の要因分析を行い、医療審議会、地域医療構想調整会議等の場で意見・情報発信を行う。

K P I : 他の被用者保険との連携を含めた、地域医療構想調整会議への支部参加率を 79.8%以上とする。

参考 : H28 年度末 77.8%

「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する。

（全支部一律）

<p>3. 組織体制関係</p>	<p>○人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置（K P I の設定なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準人員に基づく人員配置を実施していく。また、業務処理の在り方の見直しに伴う生産性の向上も見据えた支部運営を行う。 <p>○人事評価制度の適正な運用（K P I の設定なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価者研修などを充実し、実態に即した効果的な評価を実施する。 <p>○O J T を中心とした人材育成（K P I の設定なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ O J T を中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。 ・ 戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成を行う。 <p>○支部業績の向上（K P I の設定なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部業績評価を通し他支部との比較を行い、支部の業績向上を図る。 <p>○費用対効果を踏まえたコスト削減等（K P I の設定なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調達における競争性を高めるため、公告後の業者への声掛けを実施し、一者応札案件の減少に努める。
------------------	--